

各務原ふれあいバス 運賃適用方法（案）

○ふれあいバス運賃の適用方法

- ・ 運賃は1乗車ごとに現金、又は交通系ICカードで支払うか、あるいは1日乗車券を提示する
- ・ 運賃の支払いに使用できる交通系ICカードは、岐阜乗合自動車(株)の交通系ICカード「ayuca」のみとする
- ・ 「ayuca」による運賃の支払い時には利用金額の2%をポイント付与する
- ・ 「ayuca」の1ヶ月の利用金額に応じて、ボーナスポイントを付与する
- ・ 付与されたポイントでの運賃支払を可とする
- ・ 「ayuca」による支払いで45分以内に乗継した場合に第2乗車運賃から40円を差し引く、乗継割引を設定する
- ・ その他、ICカードの取扱いについては、岐阜乗合自動車(株)のICカード乗車券取扱規則に準ずる
- ・ 保護者（大人）1名につき幼児（未就学児）2名まで無賃とする

○ふれあいバス乗継券の適用方法

- ・ 別途指定する停留所において、ふれあいタクシーからふれあいバスに乗り継ぐ際に、「ふれあいバス乗継券」発行する（ただし、利用者からの要望がある場合に限る）
- ・ 乗継券はふれあいタクシーの乗務員が発行し、ふれあいバスで使用可能とする
- ・ 乗継券1枚につき、1人1回限りふれあいバスの運賃を無賃とする
- ・ 乗継券はふれあいバス降車時に回収する
- ・ ふれあいバス全線において利用可能とする
- ・ 発行日当日のみ利用可能とする
- ・ 払戻しはしない

○ふれあいバス1日乗車券の適用方法

- ・ 有効期日当日限り利用可能とし、乗車回数の制限をしない
- ・ 1日乗車券はバス車内、及び岐阜バスコミュニティにて発売する
- ・ 1日乗車券は降車時にバス乗務員が目視で確認し、回収はしない
- ・ ふれあいバス全線において利用可能とする
- ・ 払い戻しは、有効期日の開始日前に限り対応する □
- ・ 払い戻し手数料は、1券片につき100円とする

○運賃額及び割引

普通旅客運賃（現金）	100円	小児、障がい者運賃は設定しない
普通回数旅客運賃（ICカード）	100円	
特殊普通旅客運賃（1日乗車券）	400円	
特殊回数旅客運賃（IC乗継割引）	40円	45分以内の乗継
ポイント付与 1ポイント=1円	利用額の 2%	
	1ヶ月の利用額2,000円につき、 50ポイント	
	1ヶ月の利用額5,000円につき、 100ポイント	
	1ヶ月の利用額10,000円につき、 150ポイント	

○実施予定日

平成27年10月1日～